

## 募集要項 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	7頁 第2 1 (5)ウ 表内	契約保証金	保証金
2	7頁 第2 1 (5)ウ 表内	契約保証金は、貸付料の12ヶ月分とし、原則として、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。なお、契約保証金は、定期借地権設定契約終了後に返還するものとするが、利息は付さない。	保証金は、貸付料の12ヶ月分とし、原則として、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。なお、保証金は、定期借地権設定契約終了後に返還するものとするが、利息は付さない。
3	20頁 第4 1 (2)ア(イ)	特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とする。ただし、設計企業及び工事監理企業の最低出資比率は設けない。	特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とする。ただし、設計企業の最低出資比率は設けない。